

**Q 1. 申込みから着工までのスケジュールについて教えて欲しい。**

A 1. 申込みから着工までは以下のスケジュールとなります。

月末	市役所に書類一式提出 ※該当物件が中心市街地の場合、提出前に不動産会社等による「空き店舗データベース登録」に登録されていることが必要
翌月中旬	プレゼン面談審査(プレゼン10分、質疑応答50分)
翌月下旬	審査結果通知(審査から概ね1週間後)
	交付申請書提出
交付申請から2週間	交付決定通知 事業着工可能

**Q 2. 対象業種は？**

A 2. 風営法第2条各項に掲げる営業を営む事業でなければ対象となります。

※風営法第2条は、麻雀やゲームマシンなど客の射幸心をそそる遊技をさせる場合も当てはまるため注意

**Q 3. 補助対象経費はいつから使用するものが対象か？**

A 3. 補助の対象となる経費は、交付決定後に納品、支払したものが対象となります。

なお、賃貸借契約は市役所へ書類提出した後に締結が可能です。が、交付決定前に発生した家賃は補助対象となりません。

**Q 4. 賃借料補助の対象期間は？**

A 4. 賃借料補助の対象期間は以下のとおりです。

中心市街地・・・24ヶ月

都市機能誘導区域・・・12ヶ月

商店街エリア・・・6ヶ月

**Q 5. 補助金はいつ入金されるのか？**

A 5. 対象経費により入金時期が異なります。

・ 改装費、宣伝広告費

開店から1カ月を経過した後に市職員による実地検査を行い、完成と認められた後に請求可能、入金は請求から1カ月程度後となります。

・ 賃借料

4半期ごとに3カ月分まとめて請求、入金は請求から1カ月程度後となります。

**Q 6. 中心市街地の範囲を教えてください。**

A 6. 中心市街地の範囲は以下の通りです。詳細については市役所に直接ご連絡ください。

■ 中心市街地対象エリア

[https://www.city.akita.lg.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_/001/007/000/kuikizu.pdf](https://www.city.akita.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/007/000/kuikizu.pdf)

※なお、事前に「秋田市空き店舗データベース」に登録されていることが必要です。

**Q 7. 商店街や都市機能誘導区域の範囲を教えてください。**

A 7. 商店街および都市機能誘導区域の範囲については下記のサイトから、それぞれご確認ください。詳細については市役所に直接ご連絡ください。

■ 商店街空き店舗対策事業

→ 市内商店街および秋田市立地適正化計画における都市機能誘導区域

※ 市内商店街（あきんどたうん）

<https://www.city.akita.akita.jp/wp/inprsd/>

※ 都市機能誘導区域

<https://www.city.akita.lg.jp/shisei/machizukuri/1011485/1007503/1012100/1012289.html>

**Q 8. 対象エリア内の空き店舗であれば何でも良いか。**

A 8. 事業用の賃貸物件であれば問題ありません。ただし、中心市街地エリアの場合は事前に「秋田市空き店舗データベース」に登録されていることが必要です。

**Q 9. 多店舗展開の場合は対象になるか？**

A 9. 対象になります。ただし、既存店舗と同一の建物内に出店する場合は対象外です。

※ 店舗同士が離れている場合、店舗同士が違う階にある場合、長屋のように複数の店舗が集合している場合も全て同一建物内とみなし対象外となります。

**Q10. 個人事業主時代に補助を利用しているが、法人化した場合は対象になるか？**

A10. 同一の経営者とみなされるため、対象外です。

**Q11. 移転の場合は対象になるか？**

A11. 補助対象エリア外から移転の場合は対象となります。補助対象エリア間での移転は原則対象外ですが、対象となる場合もございますので、市役所に直接ご連絡ください。